

平成28年9月12日 公告

「長吉瓜破地区B-13号線防塵舗装工事」

- ・設計図書の一部に表記誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

訂正箇所	誤	正
特記仕様書（総則－3） 建設副産物の処分 スクラップ運搬機械規格について	クレーン装置付 4t積2.9t吊	クレーン装置付 2t積2t吊

特記仕様書（総則）

官公庁等への手続き等

（道路使用許可申請書）

請負者は契約後すみやかに交通規制図等を作成し、本市監督職員と協議のうえ、道路使用許可申請を行うこと。

過積載防止

（過積載による違法運行の防止について）

1. 請負者は、過積載防止について、具体的な内容を施工計画書に記載するものとする。
2. 過積載防止のため、監督職員より計量伝票の提示を求められた時は、その都度提示を行うこと。
3. 過積載防止のため、工事に使用する車両の車検証を監督職員に提出すること。

建設副産物の処分について

（建設副産物の処分）

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

本工事の搬出条件は、下記表を見込んでいる。

建設副産物	運搬機械規格	街路区間運搬距離	高速区間運搬距離	備考
掘削残土(砂質土)	4t ダンプ (BH0.28m3)	17.0km	—	D[再資源化処理施設]
アスファルト殻(舗装版破碎)	10t ダンプ (BH0.45m3)	1.8km	—	D[再資源化処理施設]
コンクリート殻(無筋)	2t ダンプ 人力積込	1.8km	—	D[再資源化処理施設]
スクラップ	クレーン装置付 2t 積 2t 吊	3.0km	—	D[再資源化処理施設]

ただし、上記運搬距離等については、積算条件を参考に例示したものであり、請負者の処分先を拘束するものではなく、請負者の都合により変更する場合においては、設計変更協議の対象としない。

建設発生土について

（建設発生土）

（適用）

第1条 本特記仕様書は、工事現場より発生する残土を搬出する場合に適用する。

（残土の搬出）

第2条 受注者は、残土の搬出にあたり、次の事項を遵守するものとする。

1. 残土の搬出先は、産業廃棄物処分業許可証（がれき類）を有する施設とすること。
2. 残土の搬出先は、計量伝票が発行される施設又は近隣に計量伝票を発行する計量所を有する施設とすること。
3. 残土の搬出に先立ち、産業廃棄物処分業許可証（がれき類）の写し及び搬出先との契約書の写しを監督職員へ提出すること。
4. 残土の集計については、工所用残土搬入集計に準じ行うこととし、計量伝票を基に工所用残土搬入集計表を作成し、本市監督職員へ提出すること。